

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 2月10日

徳島地方裁判所民事部

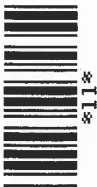
裁判所書記官 定 本 和 也

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 3月 5日から 令和 8年 3月 11日まで
開札期日	日 時 令和 8年 3月 18日 午前10時00分 場 所 徳島地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 4月 8日 午前10時00分 場 所 徳島地方裁判所民事部
特別売却 実施期間	令和 8年 3月 19日から 令和 8年 3月 23日まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 2月 10日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	9,850,000 7,880,000	一括	1,970,000	83,690	0
1	1,410,000				
2	8,440,000				



物 件 目 録

1 所 在 徳島市応神町吉成字轟

地 番 36番4

地 目 宅地

地 積 174.25平方メートル

2 所 在 徳島市応神町吉成字轟 36番地4

家屋 番号 36番4

種 類 居宅

構 造 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建

床 面 積 1階 45.54平方メートル
2階 47.20平方メートル



徳島地方裁判所からのお知らせ（入札時の注意点）

第1 この物件では、入札時に入札書ごとに次の各書面を提出する必要があります。

- 1 暴力団員等に該当しない旨の陳述書
- 2 住民票（入札人が個人の場合）又は資格証明書（入札人が法人の場合）
- 3 宅地建物取引業の免許証の写し（入札人が宅地建物取引業者の場合）

◆ 上記1及び2の各書面は、**入札時に提出がないと無効**になります。また、**記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。**

◆ 入札書及び上記1の書面の書式は、BITのトップ画面の右にある「ダウンロード」からダウンロードすることができるほか、徳島地方裁判所の執行官室で配布を受けられます。各書面の記入方法は、各書面の注意書欄に記載されていますので、よくお読みください。

第2 入札時に提出する暴力団員等に該当しない旨の陳述書の「陳述」欄「☐自己の計算において・・・ありません。」の口のチェックは、入札者が他人から資金の提供を受けて入札に参加する場合など「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」がいる場合のみチェックするものです。

チェックを入れた場合には、陳述書欄外の注意書8を参照の上、必ず別紙も添付してください。**不備があった場合、入札が無効になる場合があります。**

◆ その他入札に関してご不明な点は、徳島地方裁判所執行官室にお問合せください。

物件明細書

令和 8年 1月20日

徳島地方裁判所民事部

裁判所書記官 定 本 和 也

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 1, 2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号 1】

地番36番9を承役地とする地役権設定登記がある。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意



味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 所 在 徳島市応神町吉成字轟

地 番 36番4

地 目 宅地

地 積 174.25平方メートル

共有者 A 持分2分の1

共有者 B 持分2分の1

2 所 在 徳島市応神町吉成字轟 36番地4

家屋 番号 36番4

種 類 居宅

構 造 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建

床 面 積 1階 45.54平方メートル
2階 47.20平方メートル

共有者 A 持分2分の1

共有者 B 持分2分の1



令和7年（ケ）第82号
令和7年12月10日受理
令和8年 1月 6日提出



現況調査報告書

徳島地方裁判所
執行官 池 田 周 子

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 徳島市応神町吉成字轟

地 番 36番4

地 目 宅地

地 積 174.25平方メートル

共有者 A 持分2分の1

共有者 B 持分2分の1

2 所 在 徳島市応神町吉成字轟 36番地4

家屋 番号 36番4

種 類 居宅

構 造 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建

床 面 積 1階 45.54平方メートル
2階 47.20平方メートル

共有者 A 持分2分の1

共有者 B 持分2分の1

不動産の表示		「物件目録」のとおり	
住居表示		未実施（住居表示未実施地区）	
土地		物件 1	
現況地目	☒ 宅地 ☐ 雑種地 ☐		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ ☒ 土地建物位置関係図のとおり		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有（共有）者 A,B ☐ その他の者 上記の者が本件土地上に下記建物を所有し、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項			
建物		物件 2	
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる （ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物 ） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積： }		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有（共有）者A,B ☐ その他の者 上記の者が本件建物を空き家の状態で占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある { 地方裁判所 支部 令和 年()第 号 保管開始日 令和 年 月 日 }		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳 述 者 (当事者等との関係)	陳述内容等
A (債務者兼所有 (共有) 者)	1 私は、物件1土地と2建物の所有 (共有) 者です。現在、同建物は空き家です。 同建物に付属する太陽光発電設備は所有物です。発電容量は分かりませんが、現在は稼働していないと思います。 2 物件1土地につき、隣接地との間での境界争いなどはありません。 3 物件1土地、物件2建物につき、第三者との間での貸借関係はありません。 4 敷地内にある電気給湯器 (エコキュート) はリース物件です。 5 物件2建物はオール電化住宅です。
B (A の元妻)	1 私は、物件1土地と2建物の所有 (共有) 者で、A の元妻です。 現在、物件2建物は空き家のはずです。私は5年以上前に同建物から退去していますので、室内に残置動産はありません。
四国エナジーサービス (株) 徳島支店担当者	1 敷地内の電気給湯器 (エコキュート) はリース物件です。 A とリース契約をしたのは平成29年3月10日です。 買受人様に対する名義変更にも応じる準備がございます。逆に不要でしたら、撤去にも応じますので、物件の所有権を取得された時点で、一度お問合せください。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

【物件の状況・占有関係】

本件受命物件の状況は、土地建物位置関係図、間取図及び添付した写真のとおりであり、その占有関係は2枚目に記載のとおりであると認めた。

【土地の範囲・境界】

物件1土地につき、法第14条第1項地図が備え付けられている。

【都市計画区別】

徳島市役所によると、物件1土地は、市街化調整区域である。

【接道】

同市役所によると、物件1土地南側は幅員約9.6m舗装市道（吉成中央線）に接面する。（建築基準法第42条第1項第1号道路）

同土地北側は幅員約4.0m舗装私道（地番;36-9、目的外土地b）に接面する。登記簿上、同私道は個人所有（D～G）となっている。

【上水道・下水道】

物件1土地の所在する場所には、上水道の引込みはあるが、公共下水道設備は通っていない。

詳細については、評価人作成評価書「供給処理施設」を参照されたい。

【その他】

物件1土地（要役地）には、登記簿上平成28年12月12日に地番:36-9（目的:水道管理設、範囲:全部）を承役地とする地役権設定が存する。（写真24）

物件1土地に接面する公衆用道路（地番;36-3、目的外土地a）は登記簿上、C所有の道路である。（写真22,23）同市道路維持課に問合せたところ、当該部分も含めて市道認定がされている、とのことである。

物件2建物（平成29年3月13日 新築）は目視上、室内に経年劣化が認められたが、白を基調とした壁紙の汚れや雨漏り跡等もなく、比較的綺麗な状態が保たれていた。また、所有（共有）者A,Bの残置物等も確認できなかった。

その他の目的物件に関する状況は、評価人作成の評価書特記事項等を参照されたい。

以上

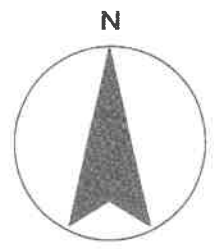
調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和7年12月10日（水） 9:05 － 9:15	当庁	法務局に対する公簿公図等交付請求書等作成準備
令和7年12月10日（水） 9:15 － 9:20	当庁（郵送）	家屋平面図、間取り図等交付申請書準備
令和7年12月10日（水） 15:39 － 15:44	当庁（郵送）	期日指定通知書発送
令和7年12月11日（木） 11:12 － 11:30	法務局	公図公簿等の閲覧調査
令和7年12月15日（月） 11:25 － 11:47	物件所在地	物件確認、外観写真撮影
令和7年12月15日（月） 12:20 － 12:31	徳島市役所	公法上の規制等調査
令和7年12月23日（火） 10:36 － 11:35	物件所在地	立入調査、評価人帯同
(特記事項)		
■ 令和7年12月23日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち合わせ臨場した。		

（注） チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

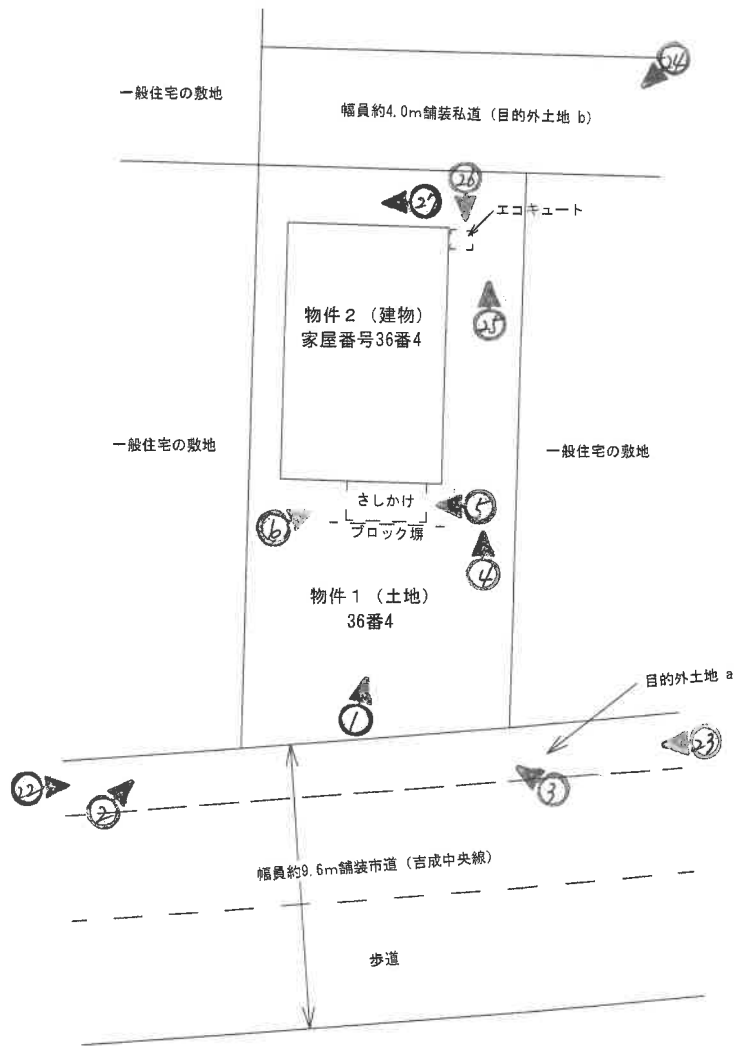
法第14条地図写し



土地建物位置関係図



S = 1 / 2 5 0



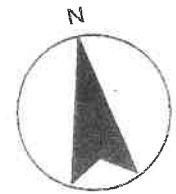
—登記記載事項—

- 目的外土地 a
地番 36番3
地目 公共用道路
地積 49㎡
所有者 C
- 目的外土地 b
地番 36番9
地目 宅地
地積 75.22㎡
所有者 目的外土地36番6(F所有)、36番7(G所有)、
36番8(D・E所有)の所有者の共有名義

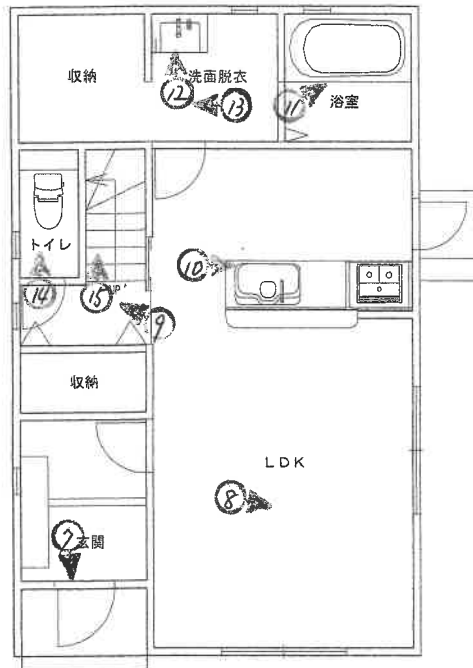
※当該図面は、現況概測に基づき作成したものであり、敷地境界、建物位置、筆界等を確定するものではありません。

間取図

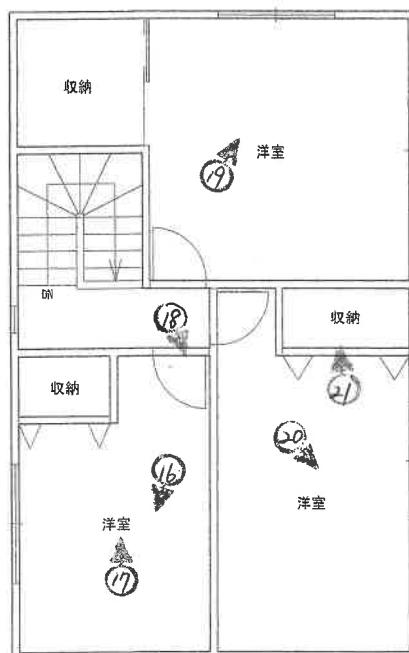
※概略図であり、現況と相違する場合があります。



1 階 平 面 図



2 階 平 面 図



登記年月日：平成27年12月15日

令和7年10月29日 徳島地方裁判所
これは図面に記載されている内容を証明した書面である。

登記官

地図整理番号：M36877

(1/2)

地番 38-1, 38-4, 38-8
38-9, 38-10

地積測量図 1/2

土地の所在 徳島市志保町吉成字蔵

点	X座標	Y座標	備考
J1	12008.420	95000.724	徳島市志保町吉成字蔵
J112-5	12058.485	95116.917	金蔵庫
J112-6	12057.897	95022.660	金蔵庫

点	X座標	Y座標	備考
J1	12008.420	95000.724	徳島市志保町吉成字蔵
J112-5	12058.485	95116.917	金蔵庫
J112-6	12057.897	95022.660	金蔵庫
J112-7	12057.897	95022.660	金蔵庫
J112-8	12057.897	95022.660	金蔵庫
J112-9	12057.897	95022.660	金蔵庫
J112-10	12057.897	95022.660	金蔵庫
J112-11	12057.897	95022.660	金蔵庫
J112-12	12057.897	95022.660	金蔵庫
J112-13	12057.897	95022.660	金蔵庫
J112-14	12057.897	95022.660	金蔵庫
J112-15	12057.897	95022.660	金蔵庫
J112-16	12057.897	95022.660	金蔵庫
J112-17	12057.897	95022.660	金蔵庫
J112-18	12057.897	95022.660	金蔵庫
J112-19	12057.897	95022.660	金蔵庫
J112-20	12057.897	95022.660	金蔵庫
J112-21	12057.897	95022.660	金蔵庫
J112-22	12057.897	95022.660	金蔵庫
J112-23	12057.897	95022.660	金蔵庫
J112-24	12057.897	95022.660	金蔵庫
J112-25	12057.897	95022.660	金蔵庫
J112-26	12057.897	95022.660	金蔵庫
J112-27	12057.897	95022.660	金蔵庫
J112-28	12057.897	95022.660	金蔵庫
J112-29	12057.897	95022.660	金蔵庫
J112-30	12057.897	95022.660	金蔵庫
J112-31	12057.897	95022.660	金蔵庫
J112-32	12057.897	95022.660	金蔵庫
J112-33	12057.897	95022.660	金蔵庫
J112-34	12057.897	95022.660	金蔵庫
J112-35	12057.897	95022.660	金蔵庫
J112-36	12057.897	95022.660	金蔵庫
J112-37	12057.897	95022.660	金蔵庫
J112-38	12057.897	95022.660	金蔵庫
J112-39	12057.897	95022.660	金蔵庫
J112-40	12057.897	95022.660	金蔵庫
J112-41	12057.897	95022.660	金蔵庫
J112-42	12057.897	95022.660	金蔵庫
J112-43	12057.897	95022.660	金蔵庫
J112-44	12057.897	95022.660	金蔵庫
J112-45	12057.897	95022.660	金蔵庫
J112-46	12057.897	95022.660	金蔵庫
J112-47	12057.897	95022.660	金蔵庫
J112-48	12057.897	95022.660	金蔵庫
J112-49	12057.897	95022.660	金蔵庫
J112-50	12057.897	95022.660	金蔵庫
J112-51	12057.897	95022.660	金蔵庫
J112-52	12057.897	95022.660	金蔵庫
J112-53	12057.897	95022.660	金蔵庫
J112-54	12057.897	95022.660	金蔵庫
J112-55	12057.897	95022.660	金蔵庫
J112-56	12057.897	95022.660	金蔵庫
J112-57	12057.897	95022.660	金蔵庫
J112-58	12057.897	95022.660	金蔵庫
J112-59	12057.897	95022.660	金蔵庫
J112-60	12057.897	95022.660	金蔵庫
J112-61	12057.897	95022.660	金蔵庫
J112-62	12057.897	95022.660	金蔵庫
J112-63	12057.897	95022.660	金蔵庫
J112-64	12057.897	95022.660	金蔵庫
J112-65	12057.897	95022.660	金蔵庫
J112-66	12057.897	95022.660	金蔵庫
J112-67	12057.897	95022.660	金蔵庫
J112-68	12057.897	95022.660	金蔵庫
J112-69	12057.897	95022.660	金蔵庫
J112-70	12057.897	95022.660	金蔵庫
J112-71	12057.897	95022.660	金蔵庫
J112-72	12057.897	95022.660	金蔵庫
J112-73	12057.897	95022.660	金蔵庫
J112-74	12057.897	95022.660	金蔵庫
J112-75	12057.897	95022.660	金蔵庫
J112-76	12057.897	95022.660	金蔵庫
J112-77	12057.897	95022.660	金蔵庫
J112-78	12057.897	95022.660	金蔵庫
J112-79	12057.897	95022.660	金蔵庫
J112-80	12057.897	95022.660	金蔵庫
J112-81	12057.897	95022.660	金蔵庫
J112-82	12057.897	95022.660	金蔵庫
J112-83	12057.897	95022.660	金蔵庫
J112-84	12057.897	95022.660	金蔵庫
J112-85	12057.897	95022.660	金蔵庫
J112-86	12057.897	95022.660	金蔵庫
J112-87	12057.897	95022.660	金蔵庫
J112-88	12057.897	95022.660	金蔵庫
J112-89	12057.897	95022.660	金蔵庫
J112-90	12057.897	95022.660	金蔵庫
J112-91	12057.897	95022.660	金蔵庫
J112-92	12057.897	95022.660	金蔵庫
J112-93	12057.897	95022.660	金蔵庫
J112-94	12057.897	95022.660	金蔵庫
J112-95	12057.897	95022.660	金蔵庫
J112-96	12057.897	95022.660	金蔵庫
J112-97	12057.897	95022.660	金蔵庫
J112-98	12057.897	95022.660	金蔵庫
J112-99	12057.897	95022.660	金蔵庫
J112-100	12057.897	95022.660	金蔵庫

図面縮尺 1/1000



報告書番号 1500189

<日本測地学会>

平成27年12月1日作成

作成者

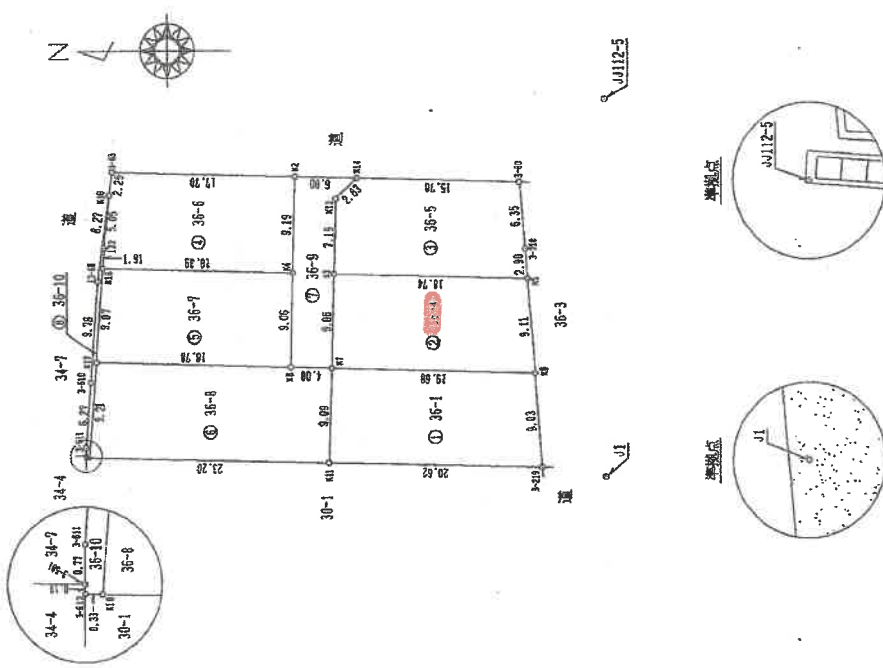
申請人

縮尺 1/500

目的物件 1

地積測量図写し

※70%に縮小



これは図面に記録されている内容を証明した画面である。
令和7年10月29日 徳島地方方法務局

藥品名

地圖整理番号: M36877

(2/2)

日本測地系Ⅳ→日本測地系Ⅲ

平成27年1

(平成27年12月1日作成)

人請出

報告書番号 1500189

地積測量図写し

目的物件 1

※70%に縮小

地積測量區

[illegible]

土地の所在

求積表

地 帯	① 36-1	X_n	Y_n	$Y_{n+1}-Y_n$	$X_n = (Y_{n+1}-Y_n-1)$
NO					
K11		124085.215	95082.080	9.574	118799.61841
K7		124084.954	95091.177	8.522	103745.1977988
R9		124084.924	95090.612	-9.574	1187680.952424
3-219		124084.598	95081.603	-8.522	-1057278.504156
				54	364.368918
				合計	0
				地積	182.16
				地積	182.16

地 号	X_1	Y_1	$Y_1^2 - Y_1$	$X_1 \times (Y_1^2 - Y_1)$
M0				
K7	124084.954	95091.177	9.631	1195062.191974
K3	124085.694	95100.543	8.528	1058194.270452
K5	124085.141	95099.705	-9.631	-1194879.270351
M3	124685.276	95090.612	-8.528	-1058020.673728
			合 计	348.518267
			合 计 地 积	174.2591435
				174.25 m ²

[illegible]

地 区	①	36-6	X_a	Y_a	$Y_{t-1}-Y_{t-1}$	$X_a = (Y_{t-1}-Y_{t-1})$
NO	K10	124197	092	95100, 885	2, 440	302021, 304489
K15		124106	957	95107, 828		681302, 281580
K12		124106	443	95107, 826	7, 265	901633, 304395
K19		124106	135	95110, 953	1, 728	214455, 461280
3-63		124106	135	95109, 554	-9, 705	-1204278, 271340
K2		124088	435	95109, 554	-8, 688	-1975600, 851600
K4		124088	700	95100, 358	6, 681	333, 197555
				合 計	猪 價	166, 535775
				合 計	猪 價	166, 535

地 区	⑤ 36-1			Y ₁₀₁ -Y ₀₁	X ₀ = (Y ₁₀₁ -Y ₀₁)
	NO	X ₀	Y ₁₀₁		
K7	124107	740	95091.431	9.594	1100895-675560
K16	124107	850	95100.886	8.527	105261-113484
K6	124088	760	95100.358	-9.594	-104906-977800
K8	124088	960	95091.292	-6.527	-1038105-551920
				合 計	337-281324
				合 計	166-606520
				地 區	188.64

地带	35-6	合 计			
	№	X ₀	Y ₀	Y+Y-1	X ₀ = (Y+Y-1)
№ 10	12408.459	55052.437	9.741		
№ 11	12407.710	55051.831	8.655		
№ 12	12407.960	55051.252	8.564		
№ 13	12408.950	55051.752	9.554		
№ 14	12408.954	55051.177	8.502		
№ 15	12408.954	55051.177	8.502		
№ 16	12408.954	55051.177	8.502		
№ 17	12408.954	55051.177	8.502		
№ 18	12408.954	55051.177	8.502		
№ 19	12408.954	55051.177	8.502		
№ 20	12408.954	55051.177	8.502		
№ 21	12408.954	55051.177	8.502		
№ 22	12408.954	55051.177	8.502		
№ 23	12408.954	55051.177	8.502		
№ 24	12408.954	55051.177	8.502		
№ 25	12408.954	55051.177	8.502		
№ 26	12408.954	55051.177	8.502		
№ 27	12408.954	55051.177	8.502		
№ 28	12408.954	55051.177	8.502		
№ 29	12408.954	55051.177	8.502		
№ 30	12408.954	55051.177	8.502		
№ 31	12408.954	55051.177	8.502		
№ 32	12408.954	55051.177	8.502		
№ 33	12408.954	55051.177	8.502		
№ 34	12408.954	55051.177	8.502		
№ 35	12408.954	55051.177	8.502		
№ 36	12408.954	55051.177	8.502		
№ 37	12408.954	55051.177	8.502		
№ 38	12408.954	55051.177	8.502		
№ 39	12408.954	55051.177	8.502		
№ 40	12408.954	55051.177	8.502		
№ 41	12408.954	55051.177	8.502		
№ 42	12408.954	55051.177	8.502		
№ 43	12408.954	55051.177	8.502		
№ 44	12408.954	55051.177	8.502		
№ 45	12408.954	55051.177	8.502		
№ 46	12408.954	55051.177	8.502		
№ 47	12408.954	55051.177	8.502		
№ 48	12408.954	55051.177	8.502		
№ 49	12408.954	55051.177	8.502		
№ 50	12408.954	55051.177	8.502		
№ 51	12408.954	55051.177	8.502		
№ 52	12408.954	55051.177	8.502		
№ 53	12408.954	55051.177	8.502		
№ 54	12408.954	55051.177	8.502		
№ 55	12408.954	55051.177	8.502		
№ 56	12408.954	55051.177	8.502		
№ 57	12408.954	55051.177	8.502		
№ 58	12408.954	55051.177	8.502		
№ 59	12408.954	55051.177	8.502		
№ 60	12408.954	55051.177	8.502		
№ 61	12408.954	55051.177	8.502		
№ 62	12408.954	55051.177	8.502		
№ 63	12408.954	55051.177	8.502		
№ 64	12408.954	55051.177	8.502		
№ 65	12408.954	55051.177	8.502		
№ 66	12408.954	55051.177	8.502		
№ 67	12408.954	55051.177	8.502		
№ 68	12408.954	55051.177	8.502		
№ 69	12408.954	55051.177	8.502		
№ 70	12408.954	55051.177	8.502		
№ 71	12408.954	55051.177	8.502		
№ 72	12408.954	55051.177	8.502		
№ 73	12408.954	55051.177	8.502		
№ 74	12408.954	55051.177	8.502		
№ 75	12408.954	55051.177	8.502		
№ 76	12408.954	55051.177	8.502		
№ 77	12408.954	55051.177	8.502		
№ 78	12408.954	55051.177	8.502		
№ 79	12408.954	55051.177	8.502		
№ 80	12408.954	55051.177	8.502		
№ 81	12408.954	55051.177	8.502		
№ 82	12408.954	55051.177	8.502		
№ 83	12408.954	55051.177	8.502		
№ 84	12408.954	55051.177	8.502		
№ 85	12408.954	55051.177	8.502		
№ 86	12408.954	55051.177	8.502		
№ 87	12408.954	55051.177	8.502		
№ 88	12408.954	55051.177	8.502		
№ 89	12408.954	55051.177	8.502		
№ 90	12408.954	55051.177	8.502		
№ 91	12408.954	55051.177	8.502		
№ 92	12408.954	55051.177	8.502		
№ 93	12408.954	55051.177	8.502		
№ 94	12408.954	55051.177	8.502		
№ 95	12408.954	55051.177	8.502		
№ 96	12408.954	55051.177	8.502		
№ 97	12408.954	55051.177	8.502		
№ 98	12408.954	55051.177	8.502		
№ 99	12408.954	55051.177	8.502		
№ 100	12408.954	55051.177	8.502		

[illegible]

地 區	35-10	X _n	Y _n	Y _{n+1} -Y _{n-1}	X _n × (Y _{n+1} -Y _{n-1})
MO	3-612	124.08.747	9502.645	0.197	244.9.4231.59
3-611	124.08.748	9502.634	0.965	11976.941820	
3-611	124.08.747	9503.610	7.058	81329.118382	
3-610	124.08.306	19876.879	18.018	198766.645508	
3-66	124.07.571	9509.628	17.956	222875.544878	
419	124.05.441	95107.826	3.170	393417.424310	
122	124.06.957	95102.788	-6.940	-861.302.281580	
415	124.07.892	95100.866	-10.967	-1381.002.477964	
417	124.07.571	95097.831	-18.249	-2256462.147260	
418	124.08.403	95092.637	-9.136	-1140059.65074	
合 計					15.571687
合 計 總 額					8.2856435
8.28					7

地 名	面 積
① 36-1	182.104590 m ²
② 36-4	174.253135 m ²
③ 36-5	185.7435175 m ²
④ 36-6	186.583775 m ²
⑤ 36-7	189.640620 m ²
⑥ 36-8	210.4195895 m ²
⑦ 36-9	75.2210695 m ²
⑧ 36-10	8.2884435 m ²

登記年月日：平成29年3月22日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年10月29日 徳島地方方法務局

登記官

各階平面図

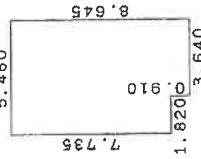
家屋番号 36番4

建物図面

建物の所在 徳島市応神町吉成字轟36番地4

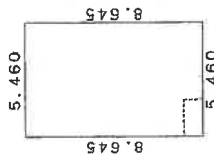
1階

求積表
 $5.460 \times 7.735 = 42.233100$
 $3.640 \times 0.910 = 3.312400$
計 45.545500
床面積 45.54 m²



2階

求積表
 $5.460 \times 8.645 = 47.201700$
床面積 47.20 m²



36-9
(道路)

36-8

1.06

36-5

36-1

36-4

36-3
(道路)

建物図面及び各階平面図写し

※70%に縮小

目的物件 2

(単位：m)

報告書No. 1766

縮尺 1/500

申請人

縮尺 1/250

作成者

徳島県土地家屋調査士会用紙

地図整理番号：M36878

1

受命物件の状況



2

受命物件の状況



太陽光パネル

パワーコンディショナ

3



目的外土地a
(地番; 36-3)

4



5



6



玄関ドア

7



8



9



10



11



1階 風呂

12



太陽光発電（接続箱）
エラーメッセージ
がでている。

13



14

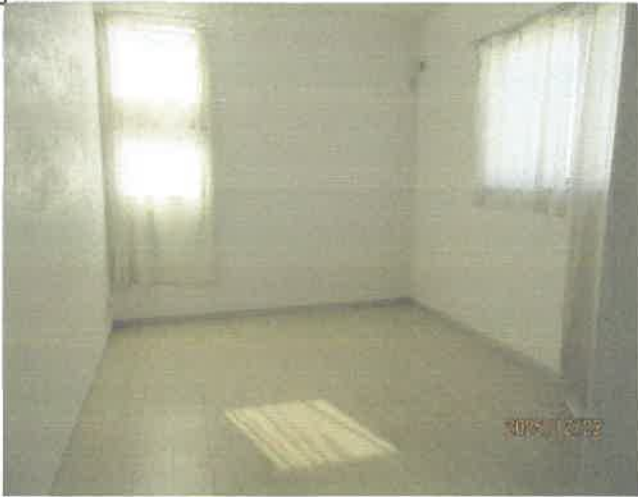


1階 トイレ

15



16



2階 洋室

17



18



ドア板の剥れ

19



2階 洋室

20



2階 洋室

21



22



23



24



物件2

目的外土地b（地番；36-9）

25



境界ブロック

量水器

26



エコキュート

27



境界ブロック

令和 7 年（ケ）第 82 号

令和 7 年 12 月 23 日現地調査

令和 7 年 12 月 30 日評 価

徳島地方裁判所 御中



評 価 書

評価人 不動産鑑定士

朝 日 正 之

第1 評価額

一 括 価 格	
金 9,850,000 円	
内 訳 価 格	
物件1 (土地)	金 1,410,000 円
物件2 (建物)	金 8,440,000 円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きを取らなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載がない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所在等	登記	現況
1	所在 地番 地目 地積	徳島市応神町吉成字轟 36番4 宅地 174.25㎡	
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	徳島市応神町吉成字轟36番地4 36番4 居宅 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建 1階 45.54㎡ 2階 47.20㎡ 延 92.74㎡	
番号	特記事項		
1	要役地地役権（承役地：徳島市応神町吉成字轟36番9、目的：水道管理設、範囲：全部）が設定されている。		
2	特になし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等(物件1)

位 置 ・ 交 通	JR高德線「吉成」駅の西方・道路距離約280m 最寄バス停「北吉成会館前」の南方・道路距離約300m (別添「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	目的物件は、県道徳島環状線の北側背後の住宅地域に存する。付近は、一般住宅のほか、農地等もみられる住宅地域である。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の 個別的な規制を 考慮しない一般 的な規制)	都市計画区分 用途地域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化調整区域 なし 70% 200% — —
画 地 条 件	地 積 間 口 ・ 奥 行 形 状 地 勢 街路接面状況 街路との高低差 そ の 他	174.25㎡ 約9.1m・約19m ほぼ長方形 概ね平坦 二方路地 概ね等高 特になし
接面道路の状況	・ 南辺が幅員約9.6m舗装市道（吉成中央線・建築基準法第42条第1項第1号道路）に接面（※）。 ・ 北辺が幅員約4.0m舗装私道（目的外土地36番9（以下、目的外土地bという）・建築基準法上の道路に該当しない）に接面。 ※市の担当部局（道路維持課）での聴取によると、目的外土地36番3（以下、目的外土地aという）の所有名義はC名義となっているが、当該部分も含めて市道認定がなされているとのことである。	
土地の利用状況等	・ 物件2建物の敷地等として利用されている。 ・ 隣地の状況：北側…私道を介して一般住宅の敷地 南側…市道を介して一般住宅の敷地 東側…一般住宅の敷地 西側…一般住宅の敷地 ・ 目的外建物：なし (別添「土地建物位置関係図」参照)	
供給処理施設	上 水 道 あり(※) 都 市 ガ ス なし 下 水 道 なし ※市の担当部局（上下水道課）によると、目的外土地bに口径30mmの代用管が敷設されており、当該代用管から口径25mmで目的土地に引込まれている模様で、メーターは口径20mmであるとのことである。なお、現在、量水器から水道のメーターは取り外されている。 目的外土地bには目的土地を要役地とする地役権（原因：平成28年12月12日設定・目的：水道管理設・範囲：全部）が設定されている。なお、目的外土地b（地番36番9）はD、E、F、Gの4共有名義となっている。	

周知の埋蔵文化財包蔵地の指定	市の担当部局（教育委員会社会教育課文化財係）での聴取によると、物件は周知の埋蔵文化財包蔵地（名称：吉成遺跡・時代：弥生～中世・散布地）に指定されており、土木工事・建築工事等を実施する場合は、届出が必要になるとのことである。
地下埋設物の有無	目的土地には既存の建物があるため、現地調査において地下埋設物の存否を確認することができず詳細不明であり、具体的には専門業者による調査が必要である。
土壌汚染の有無	過去の地歴調査及び現地調査の結果から目的土地に土壌汚染が存する可能性は低いと推定されるが、確定的には専門業者による調査が必要である。
ハザードマップ	徳島市洪水・高潮ハザードマップによると洪水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域に該当する。
特 記 事 項	・市街化調整区域内での開発行為や建築行為については、都市計画法に基づく許可を要する。物件1土地については一般住宅、一定の兼用住宅であれば建築が可能な土地である可能性が高いが、実際の建築行為にあたっては諸官庁への確認を要する。 ・市の担当部局（建築指導課）での聴取によれば、物件2建物の新築にあたって、条例宅地（用途：専用住宅、敷地面積174.25㎡）の許可要件に基づき都市計画法43条の建築許可が取得されたとのことである。

2 建物の概況及び利用状況 (物件2)

建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載)：平成29年3月13日新築 経過年数：9年 経済的残存耐用年数：21年
仕 様	構 造：木造 屋 根：合金メッキ鋼板葺 外 壁：窯業系サイディング等 内 壁：ビニルクロス等 天 井：ビニルクロス等 床：フローリング等 設 備：電気、給排水、衛生等 そ の 他：オール電化、太陽光発電、さしかけ等
床面積(現況)	概測により登記面積と概ね同じと認定した。(延92.74㎡)
現況用途等	現況用途：居宅 間取り：別添「間取図」参照
品 等	普通
保守管理の状態	普通
建物の利用状況	現況調査報告書のとおり
有害物質使用の有無	アスベスト含有建材(成形板等)が使用されているか否かについては不明であり、詳細については専門機関による調査を要する。
特記事項	・競売手続きにおいて建物に付随する各種付帯設備の動作確認ができていないので、正常に作動するかどうかは不明である。 ・市の担当部局(建築指導課建築指導担当)によれば、物件2建物は建築確認及び完了検査を取得済みである。 ・太陽光発電システムあり(オール電化住宅) 設置場所：屋根一体型ソーラーパネル、建物1階洗面脱衣室 西側壁面部にパワーコンディショナー 所有者：建物所有者と同じ 設置時期：物件2建物と同じ 発電容量：不明 稼働状況：債務者の陳述によると現在は稼働していないと思われるとのことである。 ・太陽光発電システムについては、上記のとおり確認し、建物の再調達原価に含めて評価を行った。ただし、動作についてはこれを保証するものではない。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1 (土地)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個 格 イ 別 差	地 積 ウ (㎡)	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	23,400	1.01	174.25	0.98	4,036,000

ア 標準画地価格 (公示価格等からの規準)

地価公示 徳島-33

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $27,400\text{円}/\text{㎡} \times 99.3 / 100 \times 100 / 102 \times 100 / 114 = 23,400\text{円}/\text{㎡}$

◇ 時 点 修 正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正 : 角地+2%

◇ 地 域 格 差 : 街路条件-5%、接近条件±0%、環境条件+20%、行政的条件±0%
 計 (相乗積) +14%

イ 個 別 格 差 : 二方路地+1%

ウ 地 積 : 登記数量による。

エ 建 付 減 価 : 建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 物件2 (建物)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向、消費税等の課税も考慮した上、標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現 価 率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ=エ
2	190,000	92.74	0.57	10,044,000

ウ 現価率 (定額法)

耐用年数に基づく方法 (経過年数9年、経済的残存耐用年数21年、残価率3%による定額法) と観察減価法 (経年減価以外の物件建物固有の減価分等を考慮して、観察減価を-20%と判定) とを併用して、現価率を下記の通り査定した。

$$\begin{aligned} \text{・ 現価率} &= \{3\% + (1 - 3\%) \times (21\text{年} / (9\text{年} + 21\text{年}))\} \times (1 - 20\%) \\ &= 0.57 \end{aligned}$$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ=ウ
1	4,036,000	0.50	法定地上権	2,018,000

イ 土地利用権等割合 建物の規模、位置等を総合的に勘案して、物件2建物が有する土地利用権等の及ぶ範囲を物件1全体と認定した。このうえで、物件1土地上に法定地上権が成立する場合の割合を建付地価格に対して50%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ、1②エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ)イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評価額 (円) (ア+イ)×ウ ×エ×オ
1	4,036,000	-2,018,000		1.00	0.70	1,410,000
2	10,044,000	+2,018,000	1.00	1.00	0.70	8,440,000
一括価格 (合計)						9,850,000

ウ 占有減価修正：特にない。

エ 市場性修正：特にない。

オ 競売市場修正：第2 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

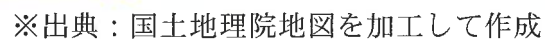
地価公示価格（徳島－33－）

所 在：徳島市応神町吉成字西吉成63番3外
価 格： 27,400 円／m²
位 置：応神小学校の南西方約250m（直線距離）
価 格 時 点：令和7年1月1日
地 積：508m²
供給処理施設：水道
接 面 街 路：北側4.2m市道、西側側道
用 途 指 定 等：市街化調整区域(建ぺい率70%、容積率200%)
地 域 の 概 要：中規模一般住宅と農家住宅が混在する住宅地域

第7 附属資料

- 1 位置図（出典：国土地理院地図を加工して作成）
- 2 法第14条地図写し
- 3 地積測量図写し
- 4 建物図面及び各階平面図写し
- 5 土地建物位置関係図
- 6 間取図

以 上



法第 1 4 条地図写し



登記年月日：平成27年12月15日

令和7年10月29日 徳島地方事務局

登記官

目的物件 1

地積測量図写し

※70%に縮小

1/2

地積測量図

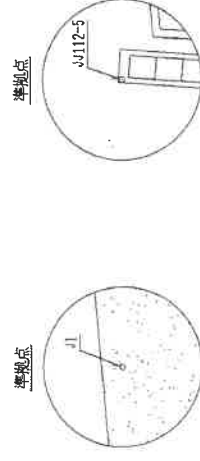
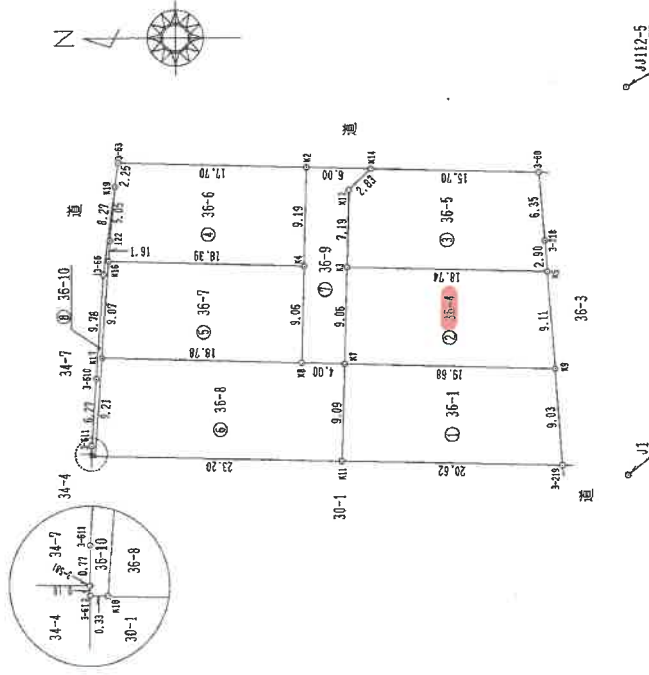
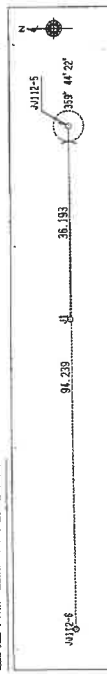
地番
36-1, 36-4, 36-5
36-6, 36-7, 36-8
36-9, 36-10

土地の所在
徳島市応神町吉成字藪

引張点	X座標	Y座標	備考
J1	124058.420	95080.724	測量上の特記点
J112-5	124058.485	95116.917	金属板
J112-5	124057.887	95022.680	真鍮板

引張点・基準点表				後記点J112-5			
基準点J1		後記点J112-5		基準点J1		後記点J112-5	
X座標	124058.420	X座標	124058.485	X座標	124058.420	X座標	124058.485
Y座標	95080.724	Y座標	95116.917	Y座標	95080.724	Y座標	95116.917
方向角 89° 53' 50"				距離 36.193			
後記点				距離			
3-612	272° 17' 19"	距離	50.363	3-610	280° 29' 31"	距離	50.717
K18	272° 17' 40"	距離	50.025	3-611	273° 23' 05"	距離	50.409
K11	273° 01' 16"	距離	26.829	3-581	272° 30' 13"	距離	50.372
3-219	278° 12' 02"	距離	6.240	K16	292° 38' 15"	距離	52.682
K9	325° 22' 00"	距離	12.032	K2	289° 11' 25"	距離	32.316
K5	338° 26' 07"	距離	20.424	K4	303° 03' 46"	距離	36.088
3-218	340° 34' 18"	距離	23.208	K7	291° 36' 19"	距離	28.518
3-60	343° 40' 28"	距離	29.407	K3	306° 42' 41"	距離	32.730
K14	320° 08' 42"	距離	37.387	K12	315° 49' 03"	距離	37.323
K2	313° 56' 53"	距離	41.618				
3-63	301° 41' 21"	距離	56.013				
K19	299° 32' 28"	距離	55.142				
3-66	291° 08' 24"	距離	52.661				
3-610	280° 29' 31"	距離	50.717				
3-611	273° 23' 05"	距離	50.409				
3-581	272° 30' 13"	距離	50.372				
K17	282° 47' 39"	距離	50.355				
K16	292° 38' 15"	距離	52.682				
K2	289° 11' 25"	距離	32.316				
K4	303° 03' 46"	距離	36.088				
K7	291° 36' 19"	距離	28.518				
K3	306° 42' 41"	距離	32.730				
K12	315° 49' 03"	距離	37.323				

図解基準点位置図 SC:1/1000



報告書番号 1500189

<日本測地系IV>

平成27年11

作成者

申請人

縮尺

1/500

(平成27年12月1日作成)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年10月29日 徳島地方法務局

改訂品目表

<日本測地系IV> 平成27年1

(平咸 27 年 12 月 1 日作成)

人
龍
田

報告書番号 1500189

地積測量図写し

目的物件 1

※70%に縮小

圖 量 測 積 地

36-1, 36-4, 36-5
36-6, 36-7, 36-8
36-9, 36-10

土地の所在

求積表

地番	①	35-1	Y_n	$Y_{n+1}-Y_n$	$X_n = (Y_{n+1}-Y_n)$
NO		X_n			
K11		12405.215	9.574		118791.8444
K7		12404.954	9.991.177	8.522	105451.977986
K9		12405.212	9.574		118780.952424
3-219		12406.158	9.961.693	8.522	105727.504156
			合計	364.369818	
			合計面積	182.1849090	
					182.18

地番	①-④-1	x_1	y_1	$y_{n+1}-y_1$	$x_n = (y_{n+1}-y_1)$
K7		124084.954	95091.177	9.631	1159562.191974
K8		124085.031	95100.243	8.529	1059194.270432
K3		124084.694	95109.705	-9.631	-1154479.770391
K9		124085.981	95099.745	-8.528	-1058808.673728
		124085.276	95090.612	合計	348.516267
			合計	面積	174.2591435
				地積	174.25

地 帯	36-5	x_1	y_1	$y+1$	$x+1$	$x_1 + (y+1)(y+1)$
NO	K3	124084.594	95100.243	7.730	7.730	95974.564620
K3	K3	124084.594	95100.243	7.730	7.730	95974.564620
K12	K12	124084.438	95107.435	9.139	9.139	1134008.15832
K14	K14	124082.431	95109.382	1.496	1.496	186527.316776
3-50	3-50	124065.737	95108.931	-6.785	-6.785	-817492.810545
3-218	3-218	124065.179	95102.597	-9.226	-9.226	-114634.557454
K5	K5	124085.981	95009.705	-2.354	-2.354	-282051.272194
				合計		331.467035
				合計面積		185.7435175
				地 帯		85.74

地 带	④ 35-6	x_n	y_n	$y_{n+1}-y_n-1$	$x_n - (y_{n+1}-y_n-1)$
K16		124107.092	95100.985	2.440	302621.304490
K17		124106.937	95102.798	6.940	651302.281590
K19		124105.441	95107.626	7.265	901633.308395
3-63		124105.135	95110.063	1.728	214455.401280
K2		124088.436	95109.554	-8.705	-1284778.271380
K4		124088.700	95100.358	-0.668	-1075690.851600
			合 計	合 計	333.172755
			地 带	地 带	166.5863775
					166.58

地番	35-7	x_n	y_n	$y_{n+1}-y_n$	$x_n \cdot (y_{n+1}-y_n)$
K0		124107.740	95091.831	9.584	1190689.57550
K7		124107.740	95100.886	8.527	1082621.173484
K5		124107.092	95100.358	-9.584	-1190506.987800
K4		124098.700	95100.358	-8.527	-1058106.561920
K8		124088.960	95091.292	-8.527	-1058106.561920
				合計	337,281.324
				合計面積	166,640,652.0
				地積	68.64

地 番	④ 35-3	x_n	y_n	$y_{n+1}-y_n-1$	$x_n + (y_{n+1}-y_n-1)$
NO					
R18		124108.409	95062.337	9.741	120899.4012069
K17		124107.740	95091.331	8.655	1074152.483700
K8		124088.950	95091.292	-0.654	-61154.178840
X7		124084.954	95091.177	-9.202	-1141829.245708
K11		124085.215	95062.990	-8.540	-1036687.735100
			合 計		470.839121
			合 計 面積		210.4195605
					210.41

地 帯	① 35-9	γ_n	$\gamma_{n+1}-\gamma_n$	$\gamma_n + (\gamma_{n+1}-\gamma_n)$
K0	124088.980	95091.292	9.191	1133960.741760
K1	124088.736	95100.358	16.262	2286107.839400
K2	124088.470	95109.554	9.024	1119774.04664
K3	124082.431	95109.382	-2.119	-252930.671289
K4	124084.468	95107.135	-9.139	-1134008.135832
K5	124084.564	95100.243	-16.256	-2073588.95032
K6	124084.594	95091.171	-8.951	-1110684.473254
K7			合 計	150.422197
			合 計 面 積	75.2210985
				75.22

地 帯	⑤	35-10									
NO	Xn	Yn	Y+1-Y-1		Xn × (Y+1-Y-1)						
3-612	124108.747	95082.645	0.197		24449.423159						
3-581	124108.748	95082.834	0.965		119764.941820						
3-611	124108.747	95083.810	7.036		873929.143892						
3-610	124108.306	95089.370	16.018		1979766.845508						
3-66	124107.571	95099.828	17.956		2228745.544876						
3-19	124106.443	95107.825	3.170		393417.424310						
122	124106.952	95102.798	-6.940		-861302.281580						
115	124107.092	95100.886	-10.967		-1361082.477964						
x17	124107.740	95091.831	-18.249		-228482.117260						
x18	124108.409	95082.637	-9.186		-1140039.85074						
合 計							16 571567				
合 計 面 積							8.258435				
							8.28				

地 名	面 積
① 35-1	192.184090 ㎡
② 36-4	174.2531435 ㎡
③ 36-5	165.7435115 ㎡
④ 36-6	166.5683775 ㎡
⑤ 36-7	169.6406620 ㎡
⑥ 36-8	210.4195605 ㎡
⑦ 36-9	75.2210395 ㎡
⑧ 36-10	8.2958435 ㎡

登記年月日：平成29年3月22日

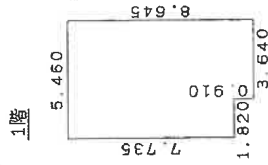
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年10月29日 徳島地方滞務局

登記官

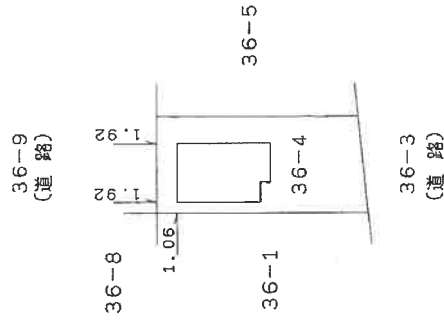
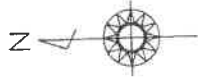
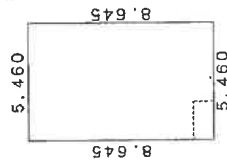
各階平面図 建物図面

家屋番号	36番4
建物の所在	徳島市応神町吉成字轟36番地4

1階
求積表
 $5.460 \times 7.735 = 42.233100$
 $3.640 \times 0.910 = 3.312400$
計 45.545500
床面積 45.54 m²



2階
求積表
 $5.460 \times 8.645 = 47.201700$
床面積 47.20 m²



建物図面及び各階平面図写し

※70%に縮小

目的物件 2

〔単位：m〕

報告書No. 1766

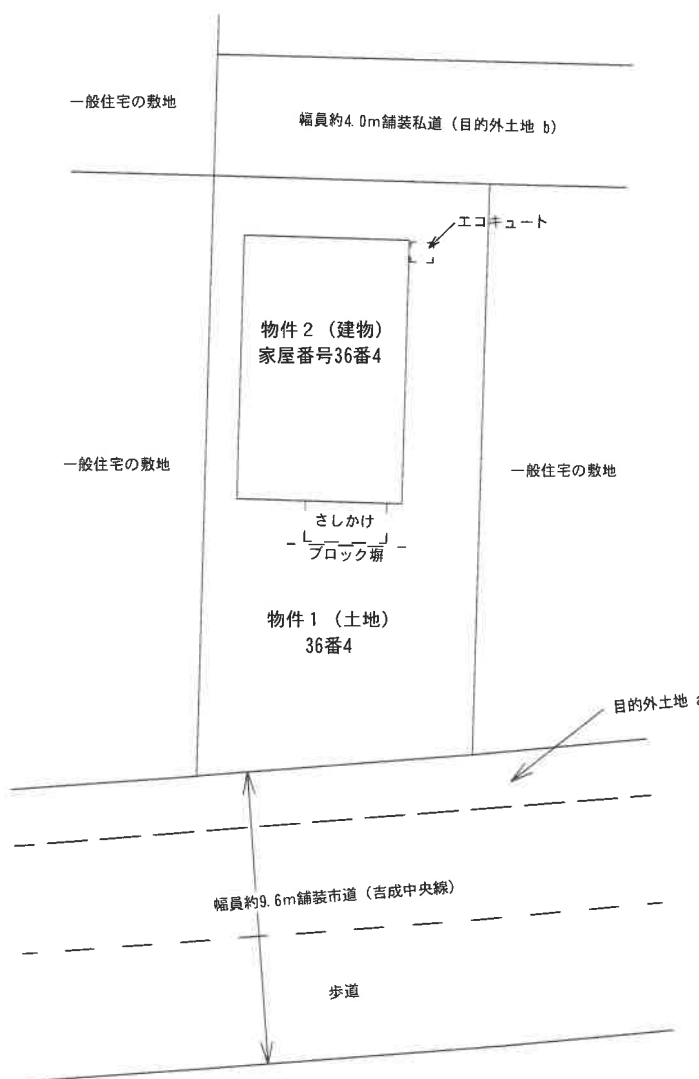
作成者	縮尺 1/250	申請人	縮尺 1/500
-----	----------	-----	----------

徳島県土地家屋調査士会用紙

土地建物位置関係図



S = 1 / 250



—登記記載事項—

目的外土地 a

地番 36番3

地目 公衆用道路

地積 49㎡

所有者 C

目的外土地 b

地番 36番9

地目 宅地

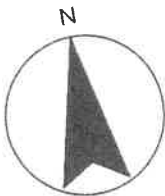
地積 75.22㎡

所有者 目的外土地36番6 (F所有)、36番7 (G所有)、
36番8 (D・E所有) の所有者の共有名義

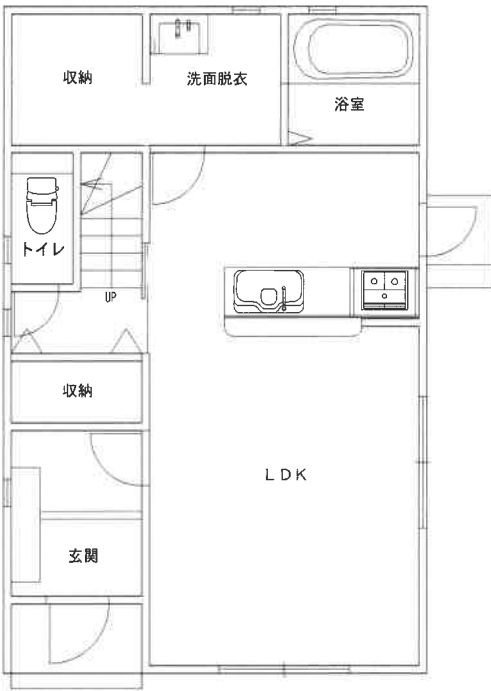
※当該図面は、現況概測に基づき作成したものであり、
敷地境界、建物位置、筆界等を確定するものではありません。

間取図

※概略図であり、現況と相違する場合がある。



1 階 平 面 図



2 階 平 面 図

